

重要事項説明書

南秋田訪問看護ステーション

1 事業者所の概要

事業所名	社会医療法人 正和会 南秋田訪問看護ステーション
所在地	〒014-1401 秋田県潟上市昭和大久保字街道下 92-1
提供可能サービス	①訪問看護 ②訪問リハビリテーション
ステーションコード	2390039
管理者	菅原 五由利
連絡先	018-877-7116

2 事業所の職員体制等

看護師	3名（常勤 3名 内1名管理者兼務）
准看護師	1名（常勤 1名）
理学療法士	1名（兼務）

3 サービス提供地域

潟上市、南秋田郡全域、秋田市金足追分

4 サービス提供時間（月曜日～土曜日）

- ① 訪問看護 8時30分～17時30分
- ② 訪問リハビリ 8時30分～17時30分

* 日曜日、祭日、年末年始は休日となります。

24時間連絡体制加算対象の方の時間外は、携帯電話で対応いたします。

5 利用者負担金

利用者負担金は、次の3種類に分かれます。具体的な金額は下記のとおりです。

- ① 診療報酬に係る利用者負担金（費用全体の1～3割）
- ② 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」（全額自己負担）
- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額自己負担）

*なお、②又は③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています（疑問点などあれば、お尋ねください）。

(1) 訪問看護療養費

◆訪問看護基本療養費

1日につき5,550円(週3日まで)

1日につき6,550円(週4日目以降)

◆訪問看護管理療養費

初日・・・7,670円

2日目以降・・・2,500円×訪問日数

(2) 加算料金

- ① 24時間対応体制加算・・・6,520円
- ② 特別管理加算・・・2,500円
特別管理加算(重症度の高い場合)・・・5,000円
- ③ 複数名訪問加算(1回/週)・・・4,500円
- ④ 夜間・早朝加算(18時～22時・6時～8時)・・・2,100円
- ⑤ 深夜加算(22時～6時)・・・4,200円
- ⑥ 特別管理指導加算・・・2,000円
- ⑦ 退院時共同指導加算・・・8,000円

(3) その他の療養費

- ① 訪問看護情報提供療養費・・・1,500円
- ② 訪問看護ターミナルケア療養費・・・25,000円、10,000円
- ③ 訪問看護基本療養費Ⅲ(試験外泊時)・・・8,500円

(4) その他

※料金は1ヶ月毎、翌月の10日過ぎに請求いたします。

6 サービス利用の中止

利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話): 018-877-7116

※キャンセル料は頂いておりません。

7 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号 018-877-7116 FAX番号 018-877-7481 相談員(責任者)菅原 五由利 (担当者) 対応時間 8:30~17:30
-----------	--

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 潟上市役所 長寿社会課	所在地 潟上市天王字棒沼台 226-1 電話番号 018-853-5323 fax 番号 018-853-5233 対応時間 9:00~17:00
秋田県国民健康保険団 体連合会(国保連)	所在地 秋田市山王四丁目2-3 電話番号 018-862-6864 fax 番号 018-824-0043

8 当法人の概要

法人の名称	社会医療法人 正和会
代表者名	小玉 雅直
所在地・電話	秋田県潟上市昭和大久保字街道下92-1 018-877-7116
業務の概要	地域医療、保健、老人福祉、在宅介護サービス

9 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

10 第三者評価の実施状況

第三者による評価は実施していません。

11 虐待防止対応

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

事業者は訪問看護の提供中に、看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

(事業所) 事業所名 南秋田訪問看護ステーション
説明者 菅原 五由利 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け交付を受けました。

(利用者) 氏名 _____ 印